

人権及び基本的自由の保護
のための条約についての第

一〇議定書(ヨーロッパ人権条
約第一〇議定書)(抄)

署名
効力発生
一九九二年三月二十五日

一九五〇年一月四日にローマで署名した人権及び
基本的自由のための条約(以下「条約」という。)に対する
この議定書の署名国である欧州審議会加盟国は、
条約第三二条に定める三分の二の多数を縮小するた
めにこの条を改正することが望ましいと考慮して、
次のとおり協定した。

第一条「三分の二の要件の削除」「三分の二の」という
文言は、条約第三二条1から削除される。